

一般財団法人青森県バスケットボール協会

会計処理（証拠書類）に関わる規程

（趣旨）

第1条 この規程は、一般財団法人青森県バスケットボール協会における会計処理、特に領収書等の証拠書類提出に関わる基本を定めたものであり、本協会の会計処理を適正かつ迅速に行うことを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本協会の会計業務すべてについて適用する。

（証拠書類について）

第3条 提出する証拠書類については以下のとおりとする。

（1）証拠書類（領収書等）は原本を提出すること。（コピー不可）

（2）領収書等を発行する場合の宛名は以下のいずれかにすること。

- ①一般財団法人青森県バスケットボール協会
- ②（一財）青森県バスケットボール協会
- ③上記(1)(2)の後に〇〇部（会）や〇〇委員会
- ④「協力団体振興費」交付の場合は「各地区協会」、「各種連盟」の名称とする。

（3）次の場合は不備となる。

- ①訂正したもの（特に金額）
- ②宛名が個人名のもの
- ③宛名が「上様」等、不明瞭なもの
- ④日付、宛名、但し書きが空白のもの
- ⑤「ㄥ」の記載があるもの
- ⑥内容・明細が不明なもの

（4）請求書により振り込みをするため領収書が発行されない場合は、振込明細書を領収書に代えることができる。この場合は、請求書と振込明細書を提出すること。ただし、振り込み人は上記（2）とすること。

（5）品名・単価・個数の記載されたレシートがある場合は、あらためて領収書の発行はせず、レシートを領収書として提出すること。

（6）「〇〇一式」や「品代」のみの請求書や領収書は不可。内容・明細がわかるものを提出すること。

(7) 体育館等の施設使用料については、施設（管理者）から発行される許可書または、申請書等を提出すること。（コピー可）

(8) 諸謝金を個人でなく、団体として受領する場合の領収書には以下を必要とする。

- ①団体名
- ②団体代表者または受領者本人の役職
- ③団体代表者または受領者本人の氏名
- ④団体の住所（団体の所在地または受領者本人の住所）
- ⑤団体印の捺印（ただし、③の氏名が手書きの場合は捺印不要）

（証拠書類の不備について）

第4条 第3条の定めには則っていない場合、あるいは発行元から再発行ができない場合、本協会から業者への支払い、あるいは立て替えに対しての支払いができないことがある。

（改廃手続）

第5条 この規程の改定または廃止は理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、令和 4年 12月 8日から施行する。